

指定訪問看護重要事項説明書

[2024 年 9 月 1 日現在]

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団八葉会 訪問看護ステーション茜
代表者役職・氏名	大石 宏
本社所在地・電話番号	東京都足立区西新井本町2-23-1 03-3898-7471
法人設立年月日	1955年8月

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称。相談、要望、苦情等の窓口

訪問看護に関する相談、要望、苦情等は担当責任者までお申し出下さい。

名所 ・ 管理者	訪問看護ステーション茜 鬼塚 千恵美
事業所番号	訪問看護（指定事業所番号 13-7191869 号）
所在地	〒123-0873 東京都足立区扇 3-2-12
電話番号	03-3898-7520
F A X 番号	03-3898-7520
サービス提供地域	ステーション茜よりおおむね6Km圏内

下記相違団窓口も対応しています。

<医療保険>

- 東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177
- 権利擁護センター 電話 03-5813-3551

<介護保険>

- 足立区介護保険課 電話 03-3886-5746
- 東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177
- 基幹地域包括支援センター 電話 03-6807-2467
- 社会福祉法人 足立区社会福祉協議
- ご不明な点は、何でもお尋ねください。

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

月曜日～土曜日

午前9:00～午後17:00

	業務内容	常勤・非常勤
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います ・多職種の業務、実施状況を把握し、業務管理を実施します ・関係機関との連携、調整を実施します	常 勤 1 人
副管理者	・多職種に対する研修、技術指導を行います。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します	常勤 1 人
看護師 准看護師	・訪問看護計画を利用者の意向や心身の状態等のアセスメントを行い、目標に応じて具体的なサービス内容を定めた計画を作成し共有します。(准看護師を除く) 報告書・情報提供書の作成をします。(准看護師を除く) ・退院前カンファレンスや、サービス担当者会議への出席等(准看護師を除く)により関係者(医師、保健師、支援相談員、居宅介護支援事業者等)と連携を図ります。	常勤 看護師 3人以上 非常勤 准看護師 1人

	・関係各所に対して、把握した利用者の精神症状、服薬状況、日常生活、対人関係、その他必要な情報を提供します。	
作業療法士	・日常的な作業と、心のケアを行いながらリハビリを行います。 ・計画書・報告書を作成し、利用者へ説明し同意を得ます。	非常勤 0人
精神保健福祉士	・精神障害を抱えながらも地域で暮らす方々の相談支援を行います。 ・制度・福祉サービスの利用相談、申請サポートします。 ・各関係機関との連携	常勤 0人
事務員	・請求業務（診療報酬明細書）、書類作成、電話対応、会計等行います。	事務員 1人

3 事業の目的、運営方針

< 事業の目的 >

看護のサービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

< 運営の方針 >

利用者の心身の状態に応じた適切な看護を提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的な看護の提供に努めます。

利用者及びそのご家族の相談、支援も行います。

4 訪問看護の提供

訪問看護計画書に基づき、下記の通りに訪問看護を提供します。

< 具体的な訪問看護内容の例 >

- 1 病状、思いがどのように日常生活に反映されているのかを一緒に確認
- 2 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等の日常生活行動における援助
- 3 褥瘡の予防、処置
- 4 リハビリテーション

5 利用料金

別紙参照してください。

・ 情報提供療養費について

訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、当該利用者の居住地を管轄する市町村等との連携により、訪問看護に関する情報を提供するものです。

* 情報提供療養費 1500 円

6 交通費

* ステーションから片道 3 km 圏内 無料/日

* ステーションから片道 3 km 超 200 円/日

7 訪問看護の回数について

医療保険使用の場合は原則として 1 日 1 回、週 3 回まで保険適応となっています（特定疾患や急性疾患などの場合はこの限りではありません）。

8 看護学生の受け入れについて。

当ステーションでは、将来の看護師の育成の必要性を強く意識しております。そこで、看護学生の実習受け入れをしております。（R6.4～）

9 キャンセルの場合

当日キャンセルの場合、810 円のキャンセル料が発生しますので、前日までに連絡をお願いいたします。

※訪問看護はしんどい時に訪問することが多くなりますので、訪問スタッフに対して「もう来ないでほしい」「会いたくない」と、言う気持ちが強くなる場合があります。そんな時に「訪問看護やめます」と言う申し出を受け、直ちに終了となってしまうと本当のサポートの時に、サポートができない可能性があります。その為に、精神症状なのか、身体症状なのかを訪問して状況や、対処を共有していく支援です。

茜の方針としては、担当者はいますがチーム(3～4 人)対応します。会話は大切なコミュニケーションです。良くも悪くも伝える力を大切に考えており、嫌だからスタッフを変えるのではなく、話し合いの対応を心がけています。訪問看護との会話が社会につながる練習と考えています。また、メールでの対応はしません。会話を大切にしていきたいと思います。

10 契約解除

当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することが摂理に契約を解約することができます。

11 緊急・臨時の対応

ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスの変更または中止をする場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。

12 緊急・感染症・災害時の対応について。業務継続計画

サービス提供中において、緊急・感染症・災害等が発生時に対して継続した訪問看護を実施できるよう計画を行っています。「対応可能な体制と判断した場合に通常サービスの再開をいたしますが、種々の状況で再開可能となるまでに時間を要する場合があります。

下記の状況がある事を予めご了承下さい。

<訪問中>

- ・サービスの途中でも状況に応じ訪問を中断することあります。ステーションとしての緊急対応を行う為、提供時間内でも退室させて頂く場合があります。

<災害当日～2日目以降>

- ・交通事情、災害状況等で連絡が不可能な場合、連絡なしで訪問をキャンセルする事があります。
- ・二次災害に備えて可能な場合は2名体制で安否確認をします。
- ・訪問の際に鍵が施錠されたまま入室できなかった場合に、不在か、何らかの事故等が予測されます。安全確認の為、大家さん、管理会社、家族、行政機関等に連絡をさせていただきます。状況によっては警察の介入もあり得る旨をご了承ください。

13 健康保険証・高齢受給者証・自立支援医療受給者証の確認

月初めの訪問時に、健康保険証と高齢受給者証と自立支援医療受給者証を確認させていただきます。

14 署名書類について

署名を必要とする書類（看護記録・看護計画書・同意書・請求書等）はタブレット上で電子的署名をお願い致します。

15 虐待防止（高齢者）のための指針

虐待の防止に関する基本的な考え方

当事業所では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する際、検討、対策していきます。次の行為のいずれも行わず、業務にあたることとします。

16 身体拘束について

利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、

5年間保存します。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため次の事項にご留意ください

- (1) 看護師等は年金の管理、金銭の貸借等、金銭の取り扱いはできません。
- (2) 職員に対する金品等の心付けはお断りしています。

職員がお茶やお菓子、お礼の品物等を受け取る事も事業所として禁止しております。

また、金銭・貴重品等の管理にご協力ください。

- (3) ペットをゲージへ入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。

大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いしま

す。職員がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。

(4) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員への暴言・力、言葉や身体に触れる性的嫌がらせ等のハラスメントは、サービス
の中断や契約を解除する場合があります。

(5) 天候や、交通事情により、訪問時間の前後があります。ご了承下さい。

信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。